

報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 1 2 号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和 3 2 年三田町条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 4 条第 2 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第 3 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「控除した額」を「控除した金額」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 6 5 歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第 4 5 条第 1 項中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

第 4 7 条第 1 項中「特別徴収税額の特別徴収」を「特別徴収税額を特別徴収」に改める。

第 4 8 条第 6 項中「第 2 条第 1 2 号の 7 の 5」を「第 2 条第 1 2 号の 7 の 7」に、「同法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用が」を「法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定の適用が」に改める。

第 5 8 条の 2 各号列記以外の部分中「規定」を「規定の適用」に改める。

第 5 9 条の見出し中「非課税の適用」を「非課税の規定の適用」に改める。

第 7 0 条中「後に」を「後の納期に」に改める。

第 8 0 条の 2 の見出し中「軽自動車税」を「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「課することが」を「課することの」に改める。

付則第 7 条第 1 項中「場合に」を「場合の」に改める。

付則第 1 3 条の 2 第 2 項中「賦課期日後において」を「賦課期日後に」に改める。

付則第 1 5 条を削り、付則第 1 5 条の 2 を付則第 1 5 条とし、付則第 1 5 条の 3 を付則第 1 5 条の 2 とする。

付則第 1 6 条の 4 第 3 項第 1 号中「あるのは「総所得金額」を「あるのは、「総所

得金額」に改める。

付則第20条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

付則第20条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

ただし、付則第20条の4及び付則第20条の5第1項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結

事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。